老朽化した空き家の取壊し、撤去に補助金

《事業名:美波町老朽住宅解体費支援事業》

○どんな事業?

美波町では、平成25年度から町民の安全・安心と住環境の改 善及び良好な景観の促進を図ることを目的に、住宅の所有者等が 老朽化・廃屋化した(空き家)を解体するとき、その費用の一部を 助成しています。

○いくら助成があるの?

解体費90万円まではその額の2/3 (限度60万円) が補助金で す。(国費30万円 町費30万円)

それ以上は個人負担となります。

- ①解体費 60万円の場合(補助金40万円 個人負担20万円)
 - ②解体費 120万円の場合(補助金60万円 個人負担60万円)

○どんな家が対象となるの?

美波町内の空き家になって長年(概ね10年以上)放置されたままとなっている住宅が対象です。家 財道具、倉庫、車庫等は対象外です。

具体的には、規定された基準に基づき構造の腐朽、不良度及び耐震性をチェックし、その点数が補 助の対象点(100点)以上となる住宅が対象となります。その他にも対象要件がありますので、詳し くはお問い合わせください。

注)職員が補助の対象となるか見せて頂きますので事前にご相談してください。外観で判断出来ない 場合は、住宅の内部を見せて頂きます。

○施工業者についての規定がありますか?

平成28年美波町建設工事指名業者名簿に登載の建設業者に工事を発注して頂きます。

○補助金を受けられる方は?

- ①空き家の所有者
- ②その他空家の所有者と同等と認める者
- ③町税等の滞納の無い方

○建物を解体すると固定資産税が上がるの?

住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなることより、土地の固定資産税が上がる場合が あります。詳しくは、役場税務課(277-3615)にお問い合せください。

STEP(1)

調査申し込み

助成の対象となる建物で あるか、職員により現地 にて調査いたしますので、 まずは調査の申し込みが 必要です。

STEP(2)

補助金交付の申し込み

調査の結果、助成の対象 となる建物であると判定 された場合、補助金交付 の申し込みが可能となり ます。

STEP3

契約・解体工事

補助金の交付決定の通知 を受けるまでは、契約・ 工事ができませんので、 ご注意ください。

STEP4

完了の報告・請求書 の提出

解体工事の完了後、完了 の報告や請求書の提出 後、補助金の受領が完了 します。

※なお、申し込みが多い場合は、平成29年度以降とさせて頂きます。

【お問い合せ先】 役場総務企画課 ☎77-3611